

広島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市原田町梶山田字白埴山二二五二番地先から 尾道市原田町梶山田字有光九五九番地先まで	旧	三・五〇〇 二九・〇〇〇 一一・四〇〇 九九・八〇〇	一、二六二・〇〇 一、二九五・七〇	
尾道市原田町梶山田字白埴山二二五二番地先から 尾道市原田町梶山田字白埴二五四七番地先まで 尾道市原田町梶山田字白埴山二二五二番地先から 尾道市原田町梶山田字有光九五九番地先まで	新	四・一〇〇 八・〇〇〇 一一・四〇〇 七四・五〇〇	一八六・七〇 一、二九五・七〇	ダブルウェイ 一部解除 不用物件延長 一、一一五・〇〇メートル